

人材育成型専門家派遣事業 審査のポイント

区分	NO.	審査のポイント
形式的要件	1	中小企業等経営強化法第2条に定める中小企業者であるか
	2	鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する企業であるか
	3	成長分野等（医療機器、自動車、航空機等のものづくり分野又はICT分野）の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）を推進しようとしている事業者であるか
	4	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないことを誓約しているか
	5	暴力団でないこと、また、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓約しているか
	6	期限内（令和4年1月28日午後5時まで）に提出されたものか
	7	実施希望日が、あまりに早すぎるもの（募集期限又は提出日から30日以内を希望したもの）でないといえるか
	8	令和4年2月末日までに終了するスケジュールとなっているか
	9	実施回数が5回以内となっているか
実質的要件	10	指導内容は、成長分野等の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）に向けて必要となる技術技能の向上に資するものか
	11	課題が明確となっているか
	12	指導内容は、課題に対応した内容となっているか
	13	指導の内容が具体的であるか
	14	指導によって、どのような姿を目指しているかが明確であるか
	15	目指す姿と指導内容・回数が整合しているか
	16	指導内容は、技術・技能の向上を目的としたものとなっているか
	17	令和2年度鳥取県専門家活用人材育成支援補助金を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から、同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないものか